

別紙2：海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類の変更の内容

変更許可申請にあたり、廃棄物の種類の表記を下記のとおり変更する。

(変更前)

一般水底土砂：銚子漁港における水産物供給基盤機能保全事業により発生する一般水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条2項第5号ロの政令で定める基準に適合する水底土砂。（詳細は別紙1のとおり）

(変更後)

一般水底土砂：銚子漁港における航路及び泊地浚渫によって発生する一般水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条2項第5号ロの政令で定める基準に適合する水底土砂。（詳細は別紙1のとおり）